

災害対策本部長および本部の対応

(1)災害対策本部の設置状況

○本部員会議：2011年（平成23年）3月11日から6月18日までのべ141回開催

期 間	開催時間	1日あたりの開催回数
発災後(11日から12日午後5時)	随 時	
3月13日～3月15日	午前6時、午後1時、午後6時	3回
3月16日～3月22日	午前6時、午後6時	2回
3月23日～4月17日	午前7時、午後6時	2回
4月18日～6月18日	午後6時	1回

※本部員の構成は、市役所本部員（災対各部長、関係課長）、陸上自衛隊、航空自衛隊、石巻警察署、矢本消防署、市消防団、宮城県職員、国土交通省（リエゾン（災害対策現地情報連絡員）・テックフォース（緊急災害対策派遣隊））、ライフライン関係機関（広域水道、東北電力、NTT東日本）、市建設業協会。オブザーバー出席として市議会議員、地元県議会議員、市社会福祉協議会が参加。

○災害対策本部から震災復興本部へ

震災発生から100日目を節目に2011年（平成23年）6月19日から震災復興本部へ移行しました。

(2)本部長（市長）としての行動

～毎日が事案対応における決断と指示の連続～

①災害対策本部での対応 ～情報整理と対応の決断と指示～

毎日、分刻みで刻々と入ってくる情報の整理、対策本部各部指示、関係機関との調整対応の決断と指示。

- ①当初の避難所巡回および避難所における市民からの要望対応は副本部長（副市長）に一任
- ②想定を超える遺体収容者の対応
 - ・遺体安置所の設置（市民体育館、県立高校体育館など）を要請。
 - ・市内葬儀社の被害により市職員直営による遺体管理を指示。
 - ・仮埋葬（土葬）の決断と仮埋葬所の決定に伴う地元などへの説明。
 - ・急ぎよの市営墓地を指定（墓地埋葬法に基づく）。
 - ・改葬までの費用を市で全額負担することを決断（2年以内に改葬し遺骨で遺族へ引き渡すことを目標にする）。
 - ・仮埋葬（土葬）選択の遺族への説明。
- ③緊急車両の通行確保による人命救助・行方不明者捜索と遺体収容における災害廃棄物処理事業の実施
- ④災害廃棄物仮置場への搬入方法
 - ・交通渋滞の緩和、リサイクル推進のため大型車両を用いる行政撤去と、住民が一般搬入する仮置場を分け、分別と搬入日時の徹底を指示。
 - ※2003年（平成15年）7月26日発生の宮城県北部連続地震の教訓を最大限活用しました。
- ⑤毎月の行政組織再編と職員の人事異動を実施
- ⑥民間各種団体支援などの災害協定者も被災、また道路網の途絶や燃料不足により物資支援の新たな提供先の確保に対応

②上空からの視察により被害全体像の把握と決断

- ①仮設住宅の設置戸数および設置場所の決断
- ②集団移転などによる新しい復興まちづくりの決断
- ③災害廃棄物仮置場の決定

③本部長自ら市民へ防災無線による呼びかけと激励（1日3回）

- ①毎日の本部決定状況および被災状況のお知らせと比較的被害の軽微地区への食料などの支援物資の提供の呼びかけ
- ②被災市民への激励

④国（内閣府、財務省、国土交通省、防衛省など）への毎日の情報提供と要請

- ①激甚災害法、災害救助法、被災者生活再建支援法の運用と解釈がこれまでの被害実態とかけ離れているためより弾力的な運用の要請（具体的には仮設住宅の入居期間延長、生活再建支援の申請期日の大幅延長、民間アパートの仮設住宅対応、住宅応急修理制度、被災判定など）
- ②一般財源である住民税、固定資産税が課税できない（被害により減免）ことにより、23年度分地方交付税、特別交付税の前倒し交付要請（被災後1週間目）
- ③合併特例債の期間延長（合併後10年→15年）を要請
- ④集団移転に伴う被災土地の国による買い取り要請（集団移転を推進）



市災害対策本部での本部員などによる情報収集の様子



市災害対策本部内の自衛隊指揮本部